

第8回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年11月7日(木)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
 - 1番 小倉哲也 2番 山寄和雄 3番 栗原寛光
 - 4番 陸野光男 5番 小泉勝彦 6番 石川和利
 - 8番 関巖 9番 渡邊美代子 10番 田中幸一
 - 11番 切替一弥 12番 渡辺義一 13番 注連野千佳代
 - 14番 時田善夫 15番 中山明 16番 森田菊雄
- 5 欠席委員 1名
 - 7番 石渡正明
- 6 出席事務局職員 4名
 - 伊藤事務局長 齊藤主幹 山田主査 高品主査

◎開 会

令和元年11月7日午後2時00分 開会

○事務局長（伊藤恵一君） それでは、皆様、本日はお疲れさまでございます。

まず初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。会長、よろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） 皆さん、こんにちは。9月、10月と台風、あるいは大雨ということで皆様方、私もですけれども、大変な被害があったことを推察いたします。補助金申請等も大変だと思いますけれども、農業経営、なるべくなら続けていただきたいと思います。

本日は議案が4件ありますが、よろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。

○事務局長（伊藤恵一君） 会長、ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

総会の議事につきましては、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、会長よろしくお願いいいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほうを務めさせていただきます。

ただいまより第8回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。7番、石渡正明委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

2番、山崎和雄委員、3番、栗原寛光委員を指名いたします。よろしくお願いいいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、10月21日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市外在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、高齢のため管理が困難なので本件農地を手放したいとのことです。

譲り受け人は、本件農地を譲り受け、果樹を栽培したいとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページの現地写真をごらんください。場所は、奈良輪字榎戸です。

現地を確認したところ、現地は現在、田で不作付地となっていました。

総会資料の3ページ、4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書及び譲り受け人の住所地の農業経営実態証明を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、市内の農地については耕作されております。ただ、市外の方ですので、住所地の農地につきましては一部非耕作地がありまして、こちらの理由は周辺が山林化したことにより耕作していないというものであり、合理的なものと考えております。

次に、住所地の農地に一部貸付地とありますが、こちらにつきましては地域全体の集積計画に基づき担い手に貸し付けをしているものということで、合理的なものと考えております。

農機具につきましては、トラクター、田植機、もみすり機、乾燥機、耕運機、農用車を所有しております。

農作業の常時従事日数につきましては、世帯で186日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が市内、市外の合計で439アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。事務局の説明が終わりましたが、私が申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

11月2日、朝の9時半に譲り渡し人、譲り受け人の奥さんと子供さんと、あと現場の代理人の方と会ってお話を聞いてまいりました。現地は、現在のところ耕作はされていなくてちょっと荒れておりました。この場所に道路とほぼ平らに土を盛って、そこに梅と柿を植えて果樹地にしたいということで見えてまいりましたが、現場は水も雨水だけ、ほかには何も出ませんので何も問題はないと思います。土も残土などではなく、いい土を持ってきて埋めるということでしたので、特段問題はないと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですが、経営内容がちょっと教えていただきたいのです。先ほど説明ありましたけれども、3ページ目の土地総括表の中で水田、自作地が7,116平方メートル、経営農地が同じ面積ですけれども、その裏に木更津市の農業委員会からの実態証明書の中の面積が随分違うのですけれども、これはどういうことなのかちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。その内容につきましては、それぞれこちらが農業委員会
が市ごとに分かれております関係で、袖ヶ浦市の様式につきましては袖ヶ浦市内での面積で、こちら
裏につきましては住所地がある木更津市における所有している面積のあるほうについて書かれる形
となっております。こちらを合計しますと、先ほど言いました合計の耕作面積439アールになってい
る形になります。

○1番（小倉哲也君） よろしいですか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、そうしますと、4ページ目のほうは合算をされた数
字ということでよろしいのですか。袖ヶ浦市、木更津市、両方の面積ということでよろしいのですか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。いいえ、それぞれの市ごとに独立した面積となっており
ます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） はい、わかりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

はい。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。この土地は、今荒れていると。それで、今みんな結構いい砂
で埋めるということ言って、後ですっと知らなくて残土で埋めるところが結構あるのです。それは、
これをいつごろから埋める予定なのですか。まだわからない。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） こちらの埋め立てにつきましては、今回総会でもしも許可が通った場合に、
許可後にまず許可が出ます。それで所有権を移転した後に小規模な農地改良の届け出というもので、
短期間で終わる1メートル未満の埋め立てなどにつきましては、事前に申請を上げる必要があります
ので、それをこちらのほうが内容を審査した後となりますので、ちょっと具体的にいつからというの
は、まだお答えはできません。

○15番（中山 明君） ただ、今そういうのが結構あるから、農業委員会にしても皆さんでよくまた監
視していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ほかにございませんか。

では、渡邊委員。

○9番（渡邊美代子君） 9番、渡邊です。袖ヶ浦市のこの畑について、何をつくっているのしょう
か。あと、こちらの木更津市のほうの田んぼと畑とあるのですけれども、何をつくっているのかわ
からないのですけれども。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。田んぼについては水稲と思われませんが、ちょっと畑の作付につきましては、確認のほうを改めてしてみます。

○議長（小泉勝彦君） ほかにございませんか。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども。先ほどの農業従事日数180日という合計であれば問題ないということですか。これだけの例えば、この16歳の方が13日、18歳の方が5日間という数字があるのですけれども、これは従事日数に入れるのですか。これは、木更津市の農業委員会が認めてやったと思うのですけれども、本来やはりちょっと問題があるのではないかというふうに私は思うのですけれども、当市のほうではどういう見解でこういうことも了解するわけですね。問題がないというふうに判断をすると。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。こちらの従事日数につきましては、世帯の合計で判断することとなっておりますが、その中におきましては明らかに、学生なのに例えば日数が多いとかでなければ、基本的にはそのまま今回ですと住所地である木更津市のほうで届け出ていて、その記載されているもので受けるという形になっております。逆にこちらのほうで質疑ではなく討論などの部分で普通であれば考えていただいとります。

○1番（小倉哲也君） いや、過去にもこういう例というのがあったのですか。例えば学生で本来お手伝いしているということの中で従事日数に含まれるのか、農業従事日数というのはお手伝いで判断するのですか。例えば稲刈り手伝いましたと、それも従事日数に入れるのですか。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。こちらにつきましては、例えば稲刈りなど農繁期のみのお手伝い、または水田であれば用水時期の水の管理などといったものでも従事日数には含めるという形で考えております。

○1番（小倉哲也君） そうすると、子供さんもそういうことに従事した場合は従事日数に入れるという理解しているわけですか。

○事務局（山田尚史君） はい。計算で入っております。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） はい。そういう判断であれば。

○議長（小泉勝彦君） ほかにございませんか。

はい。

○8番（関 巖君） 8番、関です。先ほどの中山委員の質問に関連するのですが、農業委員会です所有権の移転の許可をいたします。その後で簡易な造成、変更、盛り土等は、農業委員会の管轄なのでしょうか。許可の後の話。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。関委員さんが今おっしゃった埋め立ての関係の事務なの

ですが、こちらは軽微な農地改良の届け出というものがありまして、こちらに該当すれば届け出で済みますし、規模が大きいものであれば農地転用、県の許可が必要になるのですけれども、今回私が事前に聞いている話では軽微な農地改良の届け出の要件が、まず1メートル未満の盛り土、99センチまでの土入れというのと、工事の期間が3カ月以内のものという2つがあるのですけれども、この2つは満たしているということですので、軽微な農地改良の届け出に当たるということです。この後、農地法3条の許可が得られた後には軽微な農地改良の届け出をきちんと手続を行うのと、廃棄物対策課のほうへ埋め立ての手続を行うということで、話は聞いております。

以上です。

- 8番(関 巖君) 私の質問は、その届け出は農業委員会なのですか、経済振興課とかではなくて。
- 事務局(高品吉朗君) 農業委員会になります。
- 8番(関 巖君) そうですか、はい。では、その届け出のとおりやっているかどうかというのは農業委員会の権限で確認をするということですよ。
- 事務局(高品吉朗君) 事務局、高品です。はい、農業委員会のほうで確認を行います。完了報告書を上げていただいて、農地が農地として埋め立てがされているかどうかの確認もしますし、あと軽微な農地改良の届け出を受理した後に標識を事業者にお渡しして、標識を掲げながら工事をしていただくのですけれども、それプラス地元の担当地区委員さんにもこの内容の通知を差し上げまして、各地区の委員さんも、この工事がいつからいつ、どういった内容で行われるというものも周知した上でこの工事がされる予定になっております。
- 事務局長(伊藤恵一君) よろしいですか。
- 議長(小泉勝彦君) お願いします。
- 事務局長(伊藤恵一君) 事務局の伊藤でございます。前回の総会の際に、ご指摘がありました許可の受けた後の監視など、どうなっているかという問題ですが、今後、会長と代理などと許可後の取り組みに関して相談したいと思っています。結果について、次回の総会、あるいは12月の意見交換会で発表させていただいて、農業委員さん、そして推進委員さんと統一を図っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

- 議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- 8番(関 巖君) はい。結構です。
- 議長(小泉勝彦君) ほかに何か質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。次に、議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、令和元年10月21日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が市外在住の親族から贈与により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、遠方で管理が困難なため地元で耕作をしている譲り受け人に贈与して管理してもらいたいとのことです。

譲り受け人は、自宅から近く便利なため所有権を得て耕作したいとのことです。

総会資料の5ページの位置図及び6ページの現地写真をごらんください。場所は、神納字大谷新田です。現地を確認したところ、現地は果樹畑で管理されていました。

総会資料の7ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具については、トラクター、耕運機を所有しております。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で400日従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が75アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。先月10月27日の午前9時半ごろ、現地へ伺いまして、譲り受け

人の〇〇〇さんの説明を受けました。場所は、資料の5ページにあるように、この黒の申請地の下の住居が〇〇〇さんのお宅で家に隣接をしているということであります。それで、譲り渡し人の〇〇〇さんとの関係ですが、この〇〇〇さんの奥さんが〇〇〇さんの妹さんで、親からそれぞれ贈与されています。贈与されていましたが、その奥さんが亡くなられて〇〇〇さんの名義になったのですが、住所が鎌倉であるということで、以前からこの土地は〇〇〇さんが柿を植えて管理、そして栽培をしていました。実質的には〇〇〇さんが既に耕作をしているということで、奥さんが亡くなられた関係でだんなさんの〇〇〇さんが贈与をしたいという形で今回贈与という権利移転、こういう形になったものです。全く何も問題はないと思います。

以上、よろしくご審議お願いします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の2ページから3ページをごらんください。本件は、令和元年10月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、相続で農地を取得しましたが、農家ではなく、管理が困難なので以前から管理をお願いしている譲り受け人に売却したいとのことでした。

譲り受け人は、譲り渡し人の相続前から耕作管理を行っていることから本件農地を買い受けたいとのことでした。

総会資料の8ページの位置図及び9から11ページにかけての現地写真をごらんください。場所につきましては、下新田の字国一田、字細町、字中林の地区に存在する農地です。現地を確認したところ、現地は現在のところ全て耕作されておりました。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクター、田植機、コンバイン、もみすり機、乾燥機、農用車を所有しております。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で400日従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が252アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。この件につきまして、先月の10月27日日曜日、午後1時から本人と〇〇〇さんと一緒にちょうど根形小学校、根形保育所、そこの通りのところで本人と会いまして、今までずっとその人から小作していて、本来、今度どうしてもこちらまで土地を持っているのが大変だから、ぜひ売りたいということで、それで本人も〇〇〇さんも、では農地を多くするのに買いましょうということで同意をしたということで、現場を見て全部きれいになっていたもので、別に問題ないと思いますので、皆さんのご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号4についてご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。本件は、令和元年10月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、遠方で管理が困難なので本件農地を手放したいとのことです。

譲り受け人は、譲り渡し人と親族であり、地元で耕作を行っているため、譲り渡し人の希望で本件農地を譲り受けるとのことです。

総会資料13ページの位置図及び14ページと15ページの現地写真をごらんください。場所は、野田字堂面です。現地を確認したところ、現地は畑で保全管理されていました。

総会資料の16ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で350日従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が172アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、渡辺義一委員。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。10月27日日曜日、午前7時に譲り受け人の方と2人、お母さん、両名と立ち会いをさせていただきました。これは、先ほど事務局からもちょっと親戚関係だということで話がありましたが、この譲り受け人のほうが本家に当たるもので、この譲り渡し人のほうはもう遠方に住んでおられて兄ができないということで売買という形で受けることになっております。それで、現状、ここの3カ所ちょっと耕作は今までしていなくて、保全管理状態なのですが、これから畑として使っていきたいということなので、特に問題はございませんでした。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。議案の4ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和元年9月1日から9月30日までで2件でございます。

報告は以上でございます。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 報告は以上です。

次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

どうぞ。

○8番（関 巖君） 事務局にお願いなのですが、農業委員会総会資料で位置図がついているのです。

例えば最後に審議をした、13ページ、位置図には譲り受け人の自宅が丸で囲ってあります。13ページ

のほうにあります。私が担当した5ページ、〇〇〇さんのお宅が先ほど言った申請地のすぐ下なので、ここを黒丸で、黒ふちですね、黒丸で囲っていないのですが、その位置関係を見るにはやはり丸で囲って譲り受け人自宅というふうにさせていただけると皆さんの理解が進むと思いますので、地図の中に譲り受け人の自宅があった場合は、そのように書いていただきたいという要望で。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局（山田尚史君）　事務局、山田です。確かにそのほうがわかりやすくなるかと思しますので、次回からそのような形で、譲り受け人の自宅につきましてはファイルに書いてマークにしていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小泉勝彦君）　ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君）　事務局のほうから何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君）　それでは、ご苦労さまでございました。

本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉　　会

○議長（小泉勝彦君）　これをもちまして第8回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時35分　閉会